

出雲国仁多郡木地谷敵討の実録

田中則雄

(島根大学法文学部)

摘要

『木地谷敵討』は、出雲国仁多郡木地谷で起こった敵討事件を描いた実録である。本作には、特に事件、人物の捉え方において、実録としての様式的特徴が認められる。

キーワード：実録、近世小説

一 『木地谷敵討』の特色と本稿の課題

元禄六年(一六九三)五月四日、出雲国仁多郡木地谷の三助が、七郎兵衛を父親の敵として討った。この事件について記す写本二種が伝存する(いずれも島根県立図書館蔵)。一は天明八年(一七八八)春日易重の書写、一は文化十年(一八二三)中島則道の書写によるもので、以下それぞれ「春日本」(中島本)と称する。なお書名は、「春日本」の内題・外題により『木地谷敵討』を以て称する(「中島本」は内題「雲州仁多郡百姓三助復讐」、外題「雲州仁多郡百姓敵討」¹⁾)。

「春日本」の構成は次の通りである(なお便宜的に(ア)(イ)、一二など、記号、番号を付す)。中心をなすのは(イ)実録(実録体小説)

の部分で、十の章段から成る。(ウ)(エ)(オ)は各種文書の写し。(カ)はこの『木地谷敵討』の著者による成立時の跋。以上を囲むようにして、(ア)日光川北伊蒿なる者の序(明和三年(一七六六))、(キ)この写本の書写者春日易重の跋が加わる。

(ア) 日光川北伊蒿序
(イ) 実録

- 一、木地谷長兵衛同所七郎兵衛山畑論之事
- 二、大野木谷にをゐて七郎兵衛長兵衛を殺害する事并長兵衛死骸を取帰事
- 三、庄屋六郎兵衛取捌の事并太郎兵衛五郎右衛門後家をすかす事
- 四、五兵衛母親に孝行の事并母親子共に異見之事
- 五、三助しきりに敵討をいそぐ事
- 六、敵の証拠を聞出し母親本心をあかす事并七郎兵衛五兵衛出合之事

七、五兵衛七郎兵衛と偽りて和睦之事

八、兄弟蜜々相談之事

九、三助敵討之事

十、庄屋惣右衛門三助兄弟を召捕働之事并双方口上書之事

〔ウ〕注進并口上書之事

〔組頭又兵衛・下郡勘右衛門・吉川太郎兵衛・土屋嘉兵衛より佐々安左衛門・水野孫四郎・高橋九市宛ての状〕、「三助口上書」、「三助兄五兵衛口上書」、「三助弟七兵衛口上書」、「三助母口上書」、「三助兄作兵衛口上書」、「三助伯父太郎兵衛口上書」、「米原之五郎右衛門口上書」、「古木地谷清三郎口上書」、「六左衛門善兵衛口上書」、「七郎兵衛女房同人伴弥三兵衛口上書」、「七郎兵衛弟徳右衛門口上書」、「七郎兵衛弟八郎兵衛口上書」、「斯注進ありて」云々の文章

〔エ〕「郡奉行佐々氏御状之写」

〔オ〕「伝に曰」

〔カ〕自跋（無名）

〔キ〕春日易重跋

右の〔カ〕実録著者による自跋に、この書は当事件の詮議に郡長として関与した洪川退翁なる人物が、数巻の書記を与え且つ語ったところを元に記述したものであるという。〔春日本〕によって掲げる。

此郷に洪川退翁とて九旬に及べる老翁あり。彼孝子が報讐の時郡長を勤して、其始終にたづさはれり。よて平日三子（三助ら三人兄弟）が孝を感じて、我子孫はもとより人の子たる者に物語りぬ。或日数巻の書記を我にあたへて曰、「是は三助等が仇討の日記也。おもふに百年の後かならず事実を失して附会の説を伝へ終には彼等が功名もむなしく朽なん事をうれひ、始終の実記を写して世に

残さん事をおもへど、気然衰へて心に任せず。吾子我にかはりて後人に伝へよ」と、今眼前にみるが如くに物語りて猶其時の書記をもつゞけるまゝ、老の志ざしをもむなしくなし難く、且は三子が孝名のうづもれん事もおしむがあまりに、短文の嘲けりをかへりみず、是を書記して伝ふることしかり。

なお〔中島本〕では、洪川退翁が書記を与えて曰く云々以下のくだりは次の通りで、〔春日本〕と同旨であるが若干語句の相違がある。

「此は是れ三助等が親の敵を討ける時書留置る草稿なり。我も其頃郡の役を勤て始終の有様を知れる也。時去り人替りて百年の後は、彼等が高名も朽ざらん事を惜めども、血氣衰て心に不任。汝書集て後人に伝へよ」と云。老人の志の空からんと、三子が孝名の朽なんも本意なければ、其物語の儘に書留置ける者なり。

この〔中島本〕自跋では、末尾に「于時宝曆八戊寅年二月」と年時の記がある。また洪川退翁の所に割注を入れ、「此退翁ハ本文ニ有之下郡勘右衛門也」とする。洪川退翁を、本文中に現れる下郡の勘右衛門であるとすると説には信憑性がある。洪川勘右衛門清房は寛文四年（一六六四）に生まれ、宝暦二年（一七五二）八九歳で没している。この跋文の書かれた宝暦八年（一七五八）は没後六年、また「九旬に及べる」も許容してよからう。二四歳の時から庄屋を務め、元禄元年（一六八八）に与頭、同四年に下郡役に就いており、事件の起こった同六年は同職在任中である。なおこの実録著者の名は記されていない。〔春日本〕には、退翁が「吾子我にかはりて後人に伝へよ」と、〔中島本〕には、「汝書集て後人に伝へよ」と言ったところから、退翁に近く親しい人物と窺える。

また〔春日本〕には最末尾に〔キ〕春日易重跋が付されており、最

低限の字句の校訂のみ加えたことを述べている。

予木地谷孝子が徳名を聞伝ふる事ひさしといへども、此記録ある事をしらざりに、ある人此書を袖にして来り、一見せよとありけるまゝ、書写して人にもみせばやと欲すといへども、多年伝写のあやまりすくなからず、文言も又鄙俗にして他の国人に聞あかし難き事など多きを以、筆の序にあらまし校訂をくはへ侍りぬ。されども事実におゐてはいさ、かも私意をくはふる事なく、唯文段の前後なるをば、始末を考量して是を改め、手尔於葉のあやまりの如きを削補し侍る而已。

天明八年戊申仲春

神門郡古志郷 春日易重

なお〔中島本〕の構成は以下の通りである。まず〔春日本〕の(イ)〜(カ)に相当するものを収める。ただし(イ)実録の本文には後掲するような〔春日本〕との異同があり、(ウ)の文書類も、断つた上で「三助母口上書」以下を省略している。続いて末尾に、〔春日本〕にはない次の二点を収める。

(ク)「元禄六癸酉五月四日雲州仁多郡上阿井谷に而敵討事」(二ヶ条の文章)

(ケ)「郡御奉行御状写」(前出の(エ)(オ)と重複する内容が含まれる)

またこの〔中島本〕には、上欄・行間等に栗原寛なる人物による注が挿入されている。

以上よりこの『木地谷敵討』の形成について以下のように推定する。まず洪川退翁の書記が成る。この中には、文書の写しと事件に関する退翁自身による記とが含まれていた。文書の写しはそのまま(ウ)〜(オ)(ク)(ケ)などとして収録。退翁による記はこれに語りの内容を加えて(イ)実録の原型として編纂される(時期は〔中島本〕自跋の記された宝暦八年(一七五八)頃)。この後転写されて、一つには(ア)

明和三年(一七六六) 日光川北伊蒿序が付され、最終的に天明八年(一七八八) 春日易重の校訂筆写により〔春日本〕が成る。また一つには、栗原寛による注が加えられ、文化十年(二八一三) 中島則道の筆写により〔中島本〕が成る。

【『木地谷敵討』の形成】

文書の
写し

洪川退翁による記・語り

実録原型(著者未詳) 宝暦八年(一七五八)頃

…転写

日光川北伊蒿序を付加

明和三年(一七六六)

栗原寛による注を付加

年時未詳

春日易重の校訂筆写

天明八年(一七八八)

中島則道の筆写

文化十年(二八一三)

〔春日本〕成立

〔中島本〕成立

実録部分に関して〔春日本〕〔中島本〕の本文を対校してみると、全体としては共通する部分が多く、そこでは表現の細部まで合致するのに対し、共通しない部分においては、〔中島本〕の方が詳細に踏み込んで描写するという傾向が認められる。このことから、〔春日本〕の方が原型成立後転写初期の本文を残しており、〔中島本〕はこれより後の時期、転写の中でより積極的に補訂が行われたものと推定する。

ここで『木地谷敵討』という書の特徴を次のように整理する。まず、一書の中に実録と文書とが併存する点。また実録部分には、退翁による記と語りに基づくことにより、文書には残りにくい、当事者のみが

知る事情や解釈が取り込まれたと推定できる点である。

本稿は、この実録部分がいかなる観点に基づいて形成されたかを考察しようとするものである。まず次の第二節において、実録部分を幾つかの章段に区切りながら取り上げ、文書に記すところとの異同を把握し、事件や人物に対して一定の解釈が存し、それに基づいて実録本文が記述されたことを跡づける。ここでは原型成立→転写初期の本文に近いと見られる「春日本」本文に拠ることとする。続いて第三節では「中島本」が独自の本文を持つ部分を取り上げ、転写の段階で生じた補訂について考察する。

二、原型成立→転写初期段階の実録本文について

(A) 発端

一、木地谷長兵衛同所七郎兵衛山畑論之事

二、大野木谷にをみて七郎兵衛長兵衛を殺害する事并長兵衛死骸を取帰事

【梗概】木地谷の木地師長兵衛と甥の七郎兵衛とは山畑の境をめぐって争論が絶えなかった。延宝五年（一六七七）四月二十一日、七郎兵衛は山畑において斧で長兵衛を打ち殺害する。長兵衛の息子五兵衛が公儀に訴えるところを、伯父太郎兵衛、従兄弟五郎右衛門は固く止め、事故として済ませる。

長兵衛・七郎兵衛が対立した経緯に関して、まず文書に記すところを見る。(ウ)の中の五兵衛の供述「三助兄五兵衛口上書」には、両人の間に山畑の境をめぐる争論があり、庄屋年寄中が仲裁に努めるが七郎兵衛が承引しないため、四月十九日（長兵衛横死の前々日）兩人を伴い与頭四郎右衛門方へ赴こうとしたところ、道中において七郎兵衛

が突然得心したと言い出したので訴えを取りやめたと記している。

十七年以前巳年父長兵衛、従弟七郎兵衛と山畑境争論仕、庄屋年寄中色々取扱被申候得共、七郎兵衛承引不仕候に付、同四月十九日庄屋年寄中、双方召連組頭四郎右衛門殿方へ罷出可申と、下阿井村境迄参申候所、何と心得候哉、七郎兵衛申様、「纔之儀に付伯父甥争論仕、役人衆え懸御苦勞候も如何敷候間、是迄双方御取扱之通に承引可仕」と申に付、上阿井村え罷歸申候。

一方(イ)実録の「一、木地谷長兵衛同所七郎兵衛山畑論之事」の章段では、これより一つ前の出来事から七郎兵衛の言動を描いていく。両者の争論は七郎兵衛の我意によって収拾つかなくなり、村内の者たちはまず庄屋六郎兵衛に訴え出たという。

村役人古老の者打寄取扱といへども、七郎兵衛我意に募り、他の扱ひを用ひず、口論喧嘩に及事たびくなれば、村内の者も捨置がたく、長兵衛并七郎兵衛同道して庄屋六郎兵衛方に罷出……

ここで七郎兵衛は庄屋六郎兵衛に対し、役人衆が長兵衛と結託して偏頗の取り扱きをしていると主張する。

七郎兵衛傍に人なき面色にてぞせ笑ひ、「扱々役人衆も長兵衛より能々頼込候にや、同様に詞をかざり下手狂言をみるやうに申合せれし手目の見苦しきよ」と、さもにくてらしくの、しり嘲るま、……

これには一同立腹し、かくて与頭四郎右衛門に訴えることにしたが、七郎兵衛は突然翻心した態度を見せる。

既に四郎右衛門宅近くなりて、七郎兵衛なにかおもひけん、傍の石に腰うち懸、「いづれも先しばらく是にて御休足候へ。扱々思ひ廻し候得ば、大勢の衆え御世話をかけ、何とも気の毒に存候得

ば、唯今まで何角と申候儀は偏に御用捨下さるべし。……右山畑境の儀は、村内衆の御取持下され候通に仕べし」と、打解たる顔して手をつき詞をつくし断しければ、

庄屋六郎兵衛は、かほどに謝るからは再度言い募ることはあるまいと、これにて事を収める。

以上殊に傍線部に見える如く、我意を露わにしていたものが忽ち下手に出る様を描く。そのことにより彼の内面に注目しようとしている。

山畑境争論は村内の者扱によりて長兵衛、七郎兵衛納得いたし事静て両家和睦のやうに見へけるが、七郎兵衛が底意解ずして、ふかく忿をふくみ居ける。

七郎兵衛は詫びて承引して見せることで与頭の前に出る事態を避けたが、これが却って心中に忿懣を増幅させ、長兵衛殺害へと突き動かすことになったと見ているのである。人物の感情（ここでは封じ込められた忿り）を捉え、そこから次の行為（殺害）を理由付けるといえるのは、実録に典型的な様式である。

続く長兵衛殺害のことに關して、前引の「三助兄五兵衛口上書」では、四月二十一日の朝、七郎兵衛が長兵衛を訪ねて、代官所の下代衆より誂えのあつた丸盆を作るための材が無いと言ひ、長兵衛が自分がこれを見立てようと言つて山へ入つて行つたこと、五兵衛が父の帰りが遅いのを心配して七郎兵衛に尋ねるが、全く知らぬと言ひ、自分の下人にも搜索を手伝わせようと言つて遣わしたことをいう。

四月廿一日の朝七郎兵衛罷越申様、「御誂の丸盆其方々挽立出し可被申。私方には木も無之候間、得挽不申」由申に付、父長兵衛も申候は、「此方にも木地無之候得ば、今日山え罷越見立可申」と及返答、父は朝五ツ時分山え上り申候。其跡々七郎兵衛も同じ山え

参申候処、……（父の帰りが遅いので、行方を知らぬかと）相尋候へば、七郎兵衛申様、「私とは山違候間、一円様子不存候。何様氣遣の事に候」由、七郎兵衛下人市郎兵衛にも為尋可申由に而、兩人夜に入相尋候得共、相知不申。

この部分、実録では、事の流れは同様であるが、傍線部のような七郎兵衛の振る舞いとその意図（悪意）とが示される。

四月廿一日朝七郎兵衛長兵衛が方に來りて申けるは、「御代官所下代衆より誂の丸盆其元より拵出さるべき哉。手前には木地もなければ得挽立申まじく」といひければ、長兵衛が曰、「此方にも取置たる木地はなけれど、受合候品今さら木地なしとも申さるまじ。

けふは大野木谷辺え参り、木地見立申べし」と答へける。七郎兵衛何歎思ひ付たる気色にて、あたふた我家に歸りける。長兵衛は其日の五ツ時に木地見立に行てけり。七郎兵衛も斧をふり荷ひ、長兵衛が跡を追て山に登りける。

続いて、七郎兵衛が五兵衛から、父の行方を知らぬかと尋ねられて驚きの面色を見せたこと、彼が自分の下人に搜索を手伝わせようと申し出たのを五兵衛は不自然に感じたことが記される。

（五兵衛が、貴殿は父の行方を知らぬかと尋ねると）七郎兵衛驚きたる面色にて、「長兵衛殿にはいづれの山へ参られ候哉、一円影だにも見ざる也。何様それは氣遣ひの事なり。此方下人市郎兵衛も松明こしらへ五兵衛殿とともに尋さすべし。……」と、山畑争論以後何事も世話せざりし七郎兵衛が俄に取持けるは心得ずと思ひながら、市郎兵衛と同道し、松明を打振て山に登る。

実録著者は、七郎兵衛は村内衆の前で詫びた時以来、忿りを完全に封印しつつ淡々と殺害の機を狙い実行したと解している。

五兵衛が翌朝山で死骸を発見、斧で首を切られていたので村役人衆に届け出ようとするのを、伯父の太郎兵衛、従弟の五郎右衛門が固く止め、事故扱いにさせたとする。まず五兵衛の供述（「三助兄五兵衛口上書」）によれば、二人はその理由として、親戚同士の事である点（七郎兵衛の母は長兵衛の妹）、事件扱いにすれば村方に難渋をかけることになる点を挙げたという。

「死骸を其儘村役人衆掛御目候上に而山々取帰可申」と申候得共、太郎兵衛、五郎右衛門杯々心得違の儀申候逆私を呵、死骸を其儘山々取帰葬送仕様にと色々異見仕候に付、私々申候は、「是は慥に斧に而切候体に相見候。外に人の可参所に而も無之。決而七郎兵衛仕業と存候得ば、難捨置。御上の御吟味奉願度」と色々申候得共、太郎兵衛、五郎右衛門より「此段御上へ訴出候はゞ、七郎兵衛は如何様可被仰付も難計は候得共、七郎兵衛母は、長兵衛、太郎兵衛妹の儀に候間、偏に堪忍仕候様」申、其上村方の難渋彼是の趣を以嚴敷異見仕候に付、……無拠其儘に相済葬送仕候。一方実録においては、太郎兵衛、五郎右衛門の振る舞いは次のようであったとする。

太郎兵衛、五郎右衛門とくと疵を改見て、傍に寄耳に口よせ、「是は慥に斧にて切たりとみゆれば、必定七郎兵衛山畑の意趣にて切たるならん。しかし是とても肉縁のものなれば、大事の場也。先々死骸をとり帰り然るべし」といふ。五兵衛は泣沈みて居たりしが、「是は慥に相手ありと見受たり。此儘御公儀え訴へ検者をうけ、御吟味を願ひ敵をうたせて玉はれ」と、むづと座して帰るべき体ならねば、五郎右衛門、太郎兵衛左右にすり寄詞を揃へ、「扱々不埒千万の申事哉。嘆きに心も迷ひけるや。たとひ死したる父にもせ

よ、魂うちにあるなれば、かゝる野山にとめ置からだを雨露にさらされて嬉しとも思ふまじ。又孝行にもなるべき哉。まづ家に連れ帰り、一類打寄衆評致さん。いよ／＼相手もあらば、我々とても捨置べきか。物に狂ひたる事也」といろ／＼すかしなだめければ、五兵衛頭をあげ、「なる程御尤の仰也。しからば宿につれ帰るべし。たとひ御吟味の願ひ不叶とも、相手を聞出し、敵をうたで置べき歎」と、泣沈たる母を引立すかしなだめて、なく／＼死骸を我家に取かへりける。

ここでは、太郎兵衛と五郎右衛門は、七郎兵衛の仕業であることを確信のうえで、相互に密談し、事故として済ませることを決めている。一方の五兵衛が公儀へ届け出ると主張して譲らぬ様であったことを示しながら（「むづと座して」云々）、それを兩人が無理に説得したとする。しかもここで、父親のために早く死骸を家に連れ帰るべきだと、孝を持ち出して責めている。前掲の口上書では、親類間の出来事であること、事件扱いにすると村内に面倒がかかることを、五兵衛に対して率直に説いたとなっていた。実録の方が兩人の不条理が強調され、五兵衛にとってより苛酷な状況を作り出している。

(B) 母子の苦難、証拠の探求、母の内面

- 三、庄屋六郎兵衛取捌の事并太郎兵衛五郎右衛門後家をすかす事
 - 四、五兵衛母親に孝行の事并母親子共に異見之事
 - 五、三助しきりに敵討をいそぐ事
 - 六、敵の証拠を聞出し母親本心をあかす事并七郎兵衛五兵衛出合之事
- 【梗概】 遺された母子は、庄屋六郎兵衛に、七郎兵衛の仕業であると訴えて吟味を請うが、伯父太郎兵衛と通じている六郎兵衛は取り合わない。兄弟

は無念を嘯みしめつつ苦難の日々を送る。後年兄弟が成長するに至って、母は敵討の本望を明かす。元禄五年（一六九二）十二月二十一日、五兵衛は七郎兵衛と出合つて口論となり、その方は父の敵ゆえ討ち果たすと告げる。

庄屋六郎兵衛が母子の願い入れを退けたことについて、文書には見えない。実録がこれを記すことで注目しようとしているのは、

（庄屋から退けられ）後家を始め二人の者共（五兵衛、三助）、今は誰を頼ん方もなければ、唯涙の外いらへなく、臥沈て嘆きけるが、扱しも有べき事ならねば、なくくだびのいとなみ取した、め、野外に送りかへりけるは、本意なかりける事ども也。

と、夫親を殺害されたのみならず、周囲から正当な扱いを受けず孤立した母子の悲愁のことである。

また庄屋六郎兵衛は、母子の訴えに対して、「それには慥に証拠ある事にや。証拠なくては中々左様の吟味難成」何ぞや刃物疵に相違なしと申証拠あるにや。剣を植たる如き巖にあたりては、首に傷足手を損ぜんこと寔に刃の疵のごとくなるべし」と取り合わない。三助（この時十二歳）は「是は御役人の仰とも不覚。さほどに証拠しれ居申事なれば、御吟味は御願申さず候。証拠のしれ難き故にこそ御吟味を御願申にて候へ」と食い下がり、我々兄弟のうち一人を同じ谷から突き落として、父の疵が岩で打つたものか刃物によるものか確かめなさるがよいと、忿りの涙をこぼして詰め寄るが退けられたともいう。後続の段を読むと、ここで「証拠」と言われたことが兄弟の思考を大きく縛つたことが見て取れる。

一方七郎兵衛の側は、事故として収められたことを悦んだとする。（七郎兵衛は）隱便に事済けると聞て、弟徳右衛門、同八郎兵衛并嫡子安右衛門、二男弥之助後三兵衛と改号す打寄悦事限なし。

勿論七郎兵衛の弟や子供らが後に、我々はこの時悦んだなどと供述するはずもなく、文書にこの類のことは出ない。それどころか（エ）「郡奉行佐々氏御状之写」では、弟や子供らは当初から関知していなかったと見なされたとする。

七郎兵衛伴安右衛門、弥三兵衛、同人弟徳右衛門、八郎兵衛儀、先年七郎兵衛長兵衛を殺候儀不存筈、殊に伴共は其節幼少故猶以不存筈に候……

実録では、ここで七郎兵衛側の心の内に言及しておこうとの意図が働いたと考えられる。そのことは、一方で母子の側の無念苦洪の暮らしぶりを記すことと連動している。

長兵衛死去の後には月日を経て貧しくなり、木地挽の細工売先をも七郎兵衛に押領せられ、彼争論せし山畑も村役人扱にて済けるが、いつともなく是も七郎兵衛が物となりぬ。次第に貧しくなり行けば、漸炭を焼樵夫などして其日を送る。

身内を討たれた者が苦難の日を送る様を描き出すのは、敵討物実録の典型的方法である。

ここで、母の心中がどのように記されているかについて見る。文書（ウ）に収める母の供述（「三助母口上書」）には、次のようにいう。

決而甥七郎兵衛山畑の意趣に而切殺候と察申候得ども、長兵衛兄太郎兵衛、従弟五郎右衛門手過に紛無之旨色々申に付、私は女の事、子共は幼年故、是非なく親類共任申旨打過候処、子共も成長仕候へば、何卒敵を討取候様兼而申聞、折を見合候……

ここには、当初から七郎兵衛の仕業と察しつつ、是非なく親類共の計らいに任せしたが、子供も成長したので、討ち取るよう申し聞かせ折を見合せていたという、事の経緯のみが記されている。

一方実録においては、五兵衛が初めて敵討の本意を明かした時、母はそれを敢えて止めたとする。

（五兵衛の言葉を聞き）母も世に嬉しくはおもひながら、兼て子共の成長を待て敵をうたんとおもひ定めければ、先々五兵衛が心を静めんと、態と無興にもてなし、「扱々其方はよしなきことを思物哉。敵は七郎兵衛ならんと推量は致せども、たしかなる証拠なきゆへ、親類をはじめ役人衆も怪我死と定めたる事を、今さら敵呼わりして切殺なば、父えは孝行にもなるべきが、忽人ごろしの咎をうけ、此母までいかなる重科に逢べきも難計。……」と様々すかし宥めければ、元来五兵衛母へ孝行厚き者なれば、此詞に今さら押たる仕方も致し難く、何卒敵の証拠を糺し母を所縁の方へ預け置、心安く本望を達せんものと、いろ／＼尋さぐれども、慥に敵といふ手懸りもなければ、忿を押へて時をこそ待けれ。

母が口上書に述べていたところをもう一步踏み込めば、このように、子供が成長するまでは敢えて一念を封じ込めていたという理解に辿り着く。

ところで実録著者は、「証拠」をめぐっての兄弟たちの思いに注目しようとしている。彼等はかつて庄屋六郎兵衛から、証拠なしと退けられた。ここで母は、時節を待てと言わんとして「たしかなる証拠なき」と述べたのであるが、五兵衛はこれを正面から受けとめた。事件から十年が経過し、三助が、これ以上待てないと勇み立つのを五兵衛は宥め、「七郎兵衛を敵といふ慥なる証拠なくして事をなさは、人殺しの科をうけ、母に迄憂目をみする不孝の者との仰ゆへ」、是非なく延引に及んでいのだと説く。さらに、たとえ証拠を得て討つたとて科を免れ得ぬかも知れぬが、それでも証拠は必要であると言う。

「たとへ敵といふ証拠ありて討とも、農民の事なれば、人殺の科に行はるべきも難計。されども同じ罪に行るゝとも、不法人よ狂人よと諸人に指さ、れんより、何卒実否を糺し、其上にて事をなさば、母人迄科のかゝる事もあるまじ。」

三助もこの理に伏し、証拠不可欠という思いを共有するようになる。

さて前掲した母の口上書で「子共も成長仕候へば、何卒敵を討取候様兼而申聞」とのみ述べていた部分を、実録では詳細に描き込む。同じ木地谷に住む清三郎の女房が、十六年前長兵衛横死の日、山から戻つて来た七郎兵衛に会い、袖に大分の血が付いているのを見て不審に思い尋ねたが、鼻血であると言ひ、このことを他言せぬよう止められたと明かす。これにより母は兄弟を集めて報仇の望みを告げる。

（母は）五兵衛、三助、七兵衛を招て申けるは、「……今日不思議に十六年の昔語りを聞、七郎兵衛を敵といふ慥なる手懸り聞出しか候。殊に其方達も成長したる上は、何とぞ智計をめぐらし、此上にも明白なる証拠を求て仇を報ひ、夫の黄泉の意恨をはらし呉よ」と、彼清三郎女房が咄ける始終を物語ける。

続いて彼女は、ここまで抑え込んでいた思いを一度に吐露する。

扱又数珠袋の中より紙に包たる物を取出し、「是こそ先年夫横死の砌我もかけ付村下坂にて朱に染たるむなしき死骸に向ひ、『御あやまちとはみえず候へば、御相手の有べし。仇を報ひ黄泉の御恨をはらし申さん』と、其あたりの草に血の付たるを引ちぎり、たとへいつまでも此恨を報ぜずんば、片時も忘るまじと心に誓ひて此草を納置、それより此かた仏前に向ふ毎に世になき夫の血しほを見て、其時を思ひ出し、無念の年月を送るうち、折々五兵衛より我にゆるしをうけ仇を討たきと申されしを、心ならずも差留ける

胸の中推量せよ。殊に三助は生質勇氣者にて、年来我差留れども、や、もすれば事をなさんといさみ進むを、五兵衛さまぐと取押へ、何角と心遣ひの程感じやられて候ぞや。又ある時は三人の子共の中病氣にて打臥候節は、万一病死もしたらん時は、我本心を打明ずしていかゞすべき哉と、仏前にむかひて幾度か涙をおとし、人しらせず亡夫え断しける也。……」と、始て本心をあかしける。

亡夫への思い、懐き続けてきた無念、敵討の切望、子供たちに向ける思いを明かしている。かかる話は、洪川退翁の語り由来するか、あるいは実録著者による虚構か。いずれにせよ母の内面に大きく関心を向けている。これがまた転写の段階で「中島本」において一層顕著になることについては後述する。

五兵衛はこうして母の本心を聞いて以降、敵討の意志を顕わにするようになる。元禄五年（一六九二）十二月二十一日、木地谷御番所の前で七郎兵衛に出会い口論となる。七郎兵衛が木地挽きの役銀のことで難を言い懸けるのを五兵衛は切り返し、その方は親の敵ゆえ必ず討つと告げる。「三助兄五兵衛口上書」では次のように記している。

去申十二月廿一日、私儀内谷鍛冶屋え参罷帰候節、木地谷御番所の庭に七郎兵衛居候所え通り懸候得ば、木地挽役銀の事何角と申に付、私申候は、「役銀の儀は兎もあれ、其方は父の敵に紛なき証扱有之候得ば、捨置不申」と申候得ば、御番人梶野源左衛門様と「申分有之候は、罷帰可申。御番所門先に於て不届成」と御呵被成候故、互に立別れ申候。

実録には、五兵衛は炭焼きをして「可部屋勘左衛門と云鉄師（即ち櫻井家）へ納めていたとし、この日可部屋からの帰り、木地谷御番所の前で七郎兵衛に出会ったとする。まずこの時の七郎兵衛の様を、

出雲国仁多郡木地谷敵討の実録（田中則雄）

七郎兵衛近年は余程福分に暮し、万事の世話は子共弟などに担任せ隙人になりて、身の廻り迄も温げに出入、……

と描くのは、前掲箇所にも、木地挽き細工の売り先も押領し、争論せし山畑も我が物としたとあつたのに対応する。ここで七郎兵衛は五兵衛に対して、従兄弟でありながら不通にしているのは不当である、定めて木地挽きの役銀を当方のみに払わせようとして無実を申し懸けるのであろうと決め付ける。五兵衛は、これは意図的に企むところがあつて言うものであると判断し、「おどしかけて先の所為を白状させ、わび言をさせてそれを証拠に鬱憤を晴さん」と思案して言い懸ける。

「其方儀は親の敵に紛れなし。唯今迄は私共幼年彼は無念の年月をたへ忍び候へども、最早捨置申さじ。されども当年は最早余日なければ、老母に安楽に年もいたさせたし。春に至り候はゞ早々討て捨候間、存寄もあらば御公儀え御願にても申されよ。此方には慥に証扱有之候間、中々捨置申さず」と云ければ、七郎兵衛俄に色青くなりて、「扱々跡方もなき事を申物かな。御上へ此方より訴申事少もなし。其方より訴申旨あらば、願候得」と、跡じさりして御番所の門内へ入にけり。

かくて、五兵衛優位へと流れが変わるのがこの時点であつたとするのである。

（C）五兵衛の思慮、敵討成就

- 七、五兵衛七郎兵衛と偽りて和睦の事
- 八、兄弟蜜々相談の事
- 九、三助敵討之事
- 十、庄屋惣右衛門三助兄弟を召捕働の事并双方口上書之事

【梗概】翌元禄六年（二六九三）二月、七郎兵衛から依頼を受けた善兵衛、六左衛門が、五兵衛に和解を勧めに来る。後日御番所の庭を借りて対座し、七郎兵衛は長兵衛殺害の件を詫び、五兵衛は和解を認める一札を渡す。五兵衛はこれにより、人々の前で殺害を告白させようと図ったのであった。兄弟は四月二十一日亡父の法要を終えて敵討に動き出す。五月四日、三助は、七郎兵衛が他行すると聞いて跡を追い、名乗り懸けて討ち取る。

まず文書の側、五兵衛の供述（「三助兄五兵衛口上書」）においては、一つ前の出来事、即ち前年十二月二十一日御番所前での口論（前掲）と、この和解申し入れ一件との関わりが明瞭でなく、両件を単に「然所……」と繋ぐ。先にも引いた御番所前での口論のくだりから続けて掲げる。

去申十二月廿一日、……（木地谷御番所前にて七郎兵衛と口論になり）私申候は、「役銀の儀は兎もあれ、其方は父の敵に紛なき証拠有之候得ば、捨置不申」と……互に立別れ申候。然所、当二月九日古木地谷善兵衛、六左衛門罷越、「七郎兵衛に意恨有之不和の由、年来打隔候事にも候得ば、何分致堪忍和睦仕候得」と、色々利害を解取持候に付、私共申候は、「左候は、七郎兵衛が、其方の親の敵に紛無之候処、此度兩人取持に付堪忍仕呉忝段、七郎兵衛は勿論弟子共に至迄手を突誤入詫言仕候は、了簡可仕」旨受合、同十四日、七郎兵衛兄弟并伴共不残、私共兄弟三人共に罷越、右取持人其外村内の者共罷出、木地谷御番所御庭をかり、七郎兵衛が酒を買、親子兄弟詫言仕候故、中直り仕、其上望に依而、七郎兵衛儀は父の敵に候得共、此度取扱に付和睦仕、向後申分無之旨、取持兩人当に書付認遣申候。併私共心底全和睦の存念無御坐候得共、後日の証拠と奉存、右の通に仕候。

一方実録においては、御番所前での口論と、和解申し入れとの間に何があったのかを、七郎兵衛の心中にまで立ち入って描き出す。

扱も七郎兵衛は長兵衛を殺害して後は、何となく心懸りにて、他行万事に油断せざるがうへ、去くれ五兵衛より申けることの胸にこたへて安心ならず、我身の滅亡近きにありと、気も魂も身に添ず、何とぞ五兵衛兄弟の者の心を静める手段もやと、御番所梶野源左衛門は兼て心安く出入する事なれば、蜜に相談に及びければ、源左衛門頭を傾け、「いか様去暮五兵衛が申分にては、深く遺恨を挟むと見えたり。しかし此方より訴出んも、彼証拠ありと申せしかば、いかなる事にやらん。なまじひなる訴事して仕損ぜば、大事の場合也。さればとて打捨置も氣遣しければ、何とぞくちがしこきものを頼、両家和睦致し候様に取計然るべし」とて、古木地谷善兵衛、六左衛門を呼寄、三つ金輪にて相談あり、此兩人を以五兵衛方へ扱ひ申遣ける。

再度、一つ前に引いた五兵衛の口上書に戻る。彼は、（二重傍線部）最初から和睦の意思はなかったと述べている。まず二月九日善兵衛、六左衛門から話を持ちかけられた時点で、（占線部）七郎兵衛が弟と息子を同伴の上で長兵衛殺害の件を詫びることゝを要求している。そして十四日当日は（破線部）御番所の庭を借り、七郎兵衛より酒を買うという状況の中でこれが行われたとするが、予め九日の時点で五兵衛がこれらのことまで要求していたのかどうかは曖昧である。

一方実録では、五兵衛は当初の段階から「証拠を得る」という目的に向けて行動していたことを明瞭に示しながら記述していく。彼は善兵衛、六左衛門から和解を持ちかけられた段階で、（御番所の庭を借り、七郎兵衛より酒を買う）ことを含む要求を、抜き差しならぬ言いぶり

で突きつけたとする。

五兵衛承り、「……殊にをの／＼御懇切の御異見に従ひ、此以後ふつと思ひ切堪忍可仕候。しかし御面倒ながら御番所の御庭をかり、七郎兵衛より酒を買、伴安右衛門、弥三兵衛并弟徳右衛門、八郎兵衛共に私ともえ手をつき頭を下、「其元の親長兵衛殿を手に懸申候処、此度御了簡下され命を御助け、向後睦敷なし下さるべき段忝候」とわび言仕候は、それにて年来の無念をはらし、以来敵のかの字も申まじく候。若又此儀難成と候は、中直りの儀気の毒ながら御断申也。孝を捨恥を忍て了簡仕儀に候へば、是程の儀は御取持衆の御世話もあるべき儀と存られ候」と申ければ、善兵衛、六左衛門も理に伏し、「尤なる申事也」とうなづき、御番所へ立帰り、源左衛門え此旨申述、七郎兵衛并安右衛門、徳右衛門をも呼奇、五兵衛が返答の趣を申談じける。

かくて五兵衛は自分の側優位、しかも御番所で人々が立ち会うという状況を作り出し、その中で七郎兵衛に詫びさせた。

七郎兵衛這出、五兵衛にむかひ、「是迄は御兄弟ともに私を親の敵のよし申され恨をふくみ、出入もなく、気の毒に存候所、今度善兵衛殿、六左衛門殿御取持に付、何事も御了簡に而和睦下さるべき段忝存候」と述べれば、嫡子安右衛門も罷出、「唯今親父申通り、先年御親父と親共ふと口論より事起り、御あやまちとは申ながら斧の刃当り御死去のよし、何共親父初銘々共迄気の毒に存居候所、此度兩人の取持にて和睦下さる段忝存候」と申ける。

盃が済んで、五兵衛は相手方の求めに応じて、「古木地谷七郎兵衛儀私共親の敵に候故唯今迄不通仕候処、此度各様御取持に付堪忍仕候」云々の一札に印判を押し渡した。

帰宅後、七郎兵衛を許したかのごとき五兵衛の振る舞いに弟たちが不満を表すのに対し、五兵衛は答える。

五兵衛打笑ひ、「……我おもふ坪え落て、先年我父を討たる趣を白状し詫言を致すこと、御番所といひ大勢の中なれば、是程慥なる証拠はなし。望に任せ、向後申分無之旨一札を渡したるは、彼等に心をゆるさせんが為也。敵討の上御公儀より『其方共は向後申分無之旨一札を渡しながら狼藉なるふるまひ』とありて、万一厳科に行はるゝとも、少もくるしからず。元来土民の身として親の敵にもせよ、我儘に人を殺し候は、時の御取捌によりては死罪に行はれん事も難計けれども、我等敵さへ討おほせなば、命を塵芥とおもひ候へば、是等の事を心に懸る事にあらず。……」

五兵衛の行動は、人々の面前で証拠を得るといふ一点に向けられていた。和睦の約を破ることの咎めも恐れない。むしろ相手方を油断させるにはこの方がよいのだと。実録では、敵討成就直前のかかる一連の経緯の中に「五兵衛の思慮」を読み取った上で記述を組み立てている。かくて五兵衛の計算はそのまま当たったのであったとする。

五兵衛七郎兵衛和睦したりと、近辺の者も安心し、七郎兵衛が一族も心をゆるしけるこそおろかなれ。

七郎兵衛側が心を緩めた頃、五兵衛らは亡父の法要を済ませ、「追付冥途の御無念をはらし申べし」と改めて誓いを固め、他の者を巻き込まぬよう七郎兵衛が一人外出する折を狙うこと、兄弟三人揃わずとも機を得れば討つべきことなどを確認し合っていた。やがて三助は七郎兵衛方へ忍び、彼等親子の会話を聞く。

内には親子寄り四方山の物語して居けるが、七郎兵衛申様、「近來は五兵衛より何角と申に付、心ならずひさしく他行もせざりし

が、此節句には親類共の方へも参たし」といへば、子共弟なども、「最早五兵衛兄弟ともに打解たる体なれば、安堵してちと氣ばらしながら節句には御出あれかし」と進ければ、七郎兵衛も悦びて、「いかさま其節は他行すべし」と相談して寮所に入れる……

盗み聞きされているのに気付かぬことも、一人で外出しようと思ひ立つことも、心の緩みによる。かくて五月四日、兄弟の中で一人だけ在宅していた三助は、七郎兵衛が親戚へ出掛けようとしていると聞かや跡を追い、名乗り懸けて討ち取る。

三、転写の中での実録本文補訂について

第一節に記した通り、「中島本」では、「春日本」と対比した場合、特定の部分において詳細に踏み込んで描写するという傾向が見られることから、一旦本文が形成された後、転写の中でより積極的に補訂が行われたものと推定する。

その一つが母の内面に關わる部分である。五兵衛が父長兵衛の行方を見付けられず、一旦帰宅した時のこと。「春日本」では、
 斯て其夜も程なく明方近くなりて、五兵衛は松明あかし尽して詮方なく立帰り、父に逢ざるよしを母に語れば、母も案思大かたならず。

とのみあるが、「中島本」では、母の心痛の様を詳細に描く。
 斯て其夜も無程明方近く成て、五兵衛は松明を燈しつくし詮方なく立帰り、母出向ひ様子を問ひば、父に逢れざるよしを答ふ。母打しほれて、「今朝内を出られし時、何ぞ用事も有様に二三度も内に指のぞき、子供にけが過のなき様にと云ては戻り行ては省み、

常にない内出の悪き、何と無く心に懸り、山行を止めんと立出は出たれども、如何様急成誂への御用と思ひ直して内に入れるが、今夜の帰の遅きは猶更心に懸るなれば、……」

長兵衛横死について、母子が公儀へ詮議を願ひ出ると言うのを、伯父太郎兵衛が止めた時のこと。「春日本」では、

（太郎兵衛）異見を加へけれども、母子ともに中々承引すべき体ならねば、

〔中島本〕ではここに、母の述懐と涙のことが加わる。

（太郎兵衛）異見を加へければ、母も泣々落る涙を押拭ながら搔くどきけるは、「恨めしき仰事かな。我身は既に四拾の老を過夫を討れ、生残るとも後の栄へを求べきや。世に存命もなき人の後生の菩提を弔はんよりは、我も共に死するならば、縦令地獄にもあれ極楽にもあれ、共に樂み共に苦しむこそ夫婦の中なれ」と、忿りの涙飛螢の如し。

後に五兵衛が弟三助、七兵衛に語る中で、最初母は敵討を止めたが、今はその本心を明かされたと述べる所。これも〔春日本〕では、

「……母人も初めの異見とは替りて、本心を打あげ給ふうへは、急に敵を討とらんこと、是又本望にこそあらめ。……」

というのみであるが、「中島本」では、母の本心を聞いての五兵衛の思いが記される。

「……仇討の事折々母に相談を致せども、『死たる父へ孝行に成べきが、生たる母を思わざるか』との御一言わすれがたく、兎角と今迄延引せり。誠に女儀のかなしさと互に拳を握りけるに、去る頃本心を明し給ふを聞に、聞ても我々が思ふとは百千倍御心を痛め給ふ。子を思ふ親の恩五臓に染み込み難有、共に涙にくれし也。

母も其夜は寢玉はず、我と夜もすがら泣明しけるが、母人は夫より以来朝夕の物も喰ひ給はず、昨日も蜜々我を招き、『必母を思ふ事なかれ。敵さひ討ならば、母も共に命を果すが則夫への道成ぞ』と思ひ入たる体なれば、敵討五日十日とは延すまじ。母にも覺語を極め玉へば、我とても少量も命を惜む所存に不_レ有。……」

以上、中島本系のいづれかの段階の筆写者において、この敵討をめくり殊に母の内面に着目しようとの強い動機が働いたことが窺い知れる。「中島本」はまた庄屋惣右衛門なる人物に関しても、描写を補訂している。庄屋惣右衛門とは、文書（オ）「伝に曰」に、

一 庄屋惣右衛門、敵討の節取捌宜候旨御称美被成遣候。（「春日本」による。「中島本」でもほぼ同文。）

とされる人物である。実録部分を見ると以下のように、「春日本」でも、三助の敵討成就の直後、七郎兵衛一族による報復を防いだことは書かれているが、「中島本」ではその活躍の様が一層強調される。

三助は七郎兵衛を討つや役所に届け出たが、縄を懸けられることを拒んだ。ここに庄屋惣右衛門が駆け付け、

「扱々三助儀は親の敵を討留候由、無本望手柄を致候。さりながら平人の身として人を殺し候者なれば、御上の御吟味有之迄は縄を懸れ」（ここは両本で異同なし。）

と述べた。三助が、自分は七郎兵衛一族の者によって返り討ちに遭うかもしれない、その前に母に報告したので縄を待つてほしい旨返答すると、惣右衛門はこう応じ、拘束すること却って三助を守った。この部分、「春日本」では次の通りである。

惣右衛門が曰、「なる程其方が氣遣尤也。然れども返り討は天下の御法度なれば、たとへ七郎兵衛が弟伴共親類を集め催し何十人來

り狂ひ候とも、此惣右衛門來る上は中々手向ひおもひもよらず。其段は少しも氣遣申間敷」と云ければ、三助頭を下、「こは忝次第也。此上は如何様とも御計らひ下さるべし」と腕を廻して畏れば、惣右衛門縄をたぐつて立懸り、「汝が神妙なる志しを感じ、某縄を懸候」と手早く縄をかけて、茂兵衛と申者の一間に置、村内の者数人番に付置厳しく守らせける。

「中島本」では、次のように傍線部の語句が置き換わり、波線部が付加される。

惣右衛門うなづき、「成程其方が申条尤なり。去ながら返り討の儀は天下の御法度なれば、此惣右衛門が來る上は中々思ひも不_レ寄。縦令七郎兵衛が伴共親類共を集て相催し何拾人來り狂ひ働共、我又立合相手と成て命にかけても防ぐべし。其事少しも氣遣被申間布」と世に頼母敷申ければ、三助は涙をはら〜と落頭を下げ、「こは忝。世に情有御詞。縦令何十人打寄縄を付んと手取足取致共中々繩にかゝる間敷と存候得共、頼母敷御一言を聞き候上は、さらばいかやうとも御計らひ被下候へ」と腕を廻し畏る。「如何様けなげ成る者なり」と、惣右衛門縄をたぐつて立かゝり、「汝が神妙の志を感じ、某縄を掛るぞ」と縄を手早く懸て、茂兵衛と申者の奥の一間に入置、村の者数多此処を囲ひ稠敷番を致せける。

惣右衛門の厚意、それを受けとめる三助の心情を強調して描こうとしているのである。

さて予想通り七郎兵衛の一族十二三人が木伐斧を持って詰めかけたが、惣右衛門はこれを退けた。まず「春日本」は次の通りである。

惣右衛門高声に申けるは、「汝等三助を討ん迎参りたりとみえたり。親を討れたる子共の心底察入。然れども三助はじめ兄弟三人共に

繩をかけ敵敷押込置、御上え注進申たれば、早御公儀の囚人也。我儘に敵呼はり堅難成事也。罷歸候て御下知を待べし。若又理不尽の働いたすにをみては、御上を不_レ恐狼藉者、捨置難し。早々立帰るべし」と、大丈夫の一言に、手向ひすべき様もなく、

〔中島本〕では、惣右衛門の勇を一層強調している。

惣右衛門は仁王のごとく門先に立塞がり高声に申けるは、「汝等三助を討んと馳向ふたりと見受たり。親を討れたる子供の心底察入候得共、三助を始兄弟三人の者共繩を懸稠敷押込置たり。尤御注進申たれば、最早御公儀の囚なれば、我儘の敵呼り思ひも不_レ寄立帰りて御下知を待。若又理不尽の働を致ならば、公儀を不_レ憚不法者共なれば、某相手と相成べし」と、物に動ぜぬ大丈夫、幾人表に向ふとも防ぎ兼ねざる勢形に、恐れて進む物もなし。

さらに〔中島本〕では、次の論評をも付加している。

爰を思ふに、彼三助兄弟の者は命を軽んじ、七郎兵衛が子供等は親族を徒党してせき立折柄なれば、此時惣右衛門なかりせば、命を失ふ者も多かるべきを、先づ「手柄」の一言に三助が怒りを和らげ、「囚」の一言に七郎兵衛が一族を退けぬる働き。是惜しや、仁勇の二つにして、智は亦其内に有りぬべし。ア、役を勤る者は上下共に仁を旨として智勇不_レ有しては危かるべし。一人国を定むといへ共、其場の機変は役人の取捌きに可_レ寄。惣右衛門の取り捌きの勝れた点は、的確な言葉を用いて非常時に高揚した人間の心を静め、結果多くの人々の命を守ったところにあると解するところまで、〔中島本〕は踏み込んだのである。

四 結語

七郎兵衛は、封じ込められた忿懣から殺害へと至り、その後五兵衛らの自分に対する怨恨を脅威と感じつつ生きてきた、それが和解によって解消したと思うことで最後の緩みが生じたと思われる。一方母子の側については、長兵衛横死後十年を超えて抱えてきた無念と苦悩を具體的に記す。その上で、兄弟が証拠を切望し、それを得るや優位の中で敵討へと進む様を、彼等の心のありようからすれば必然である如く描き出している。〔中島本〕においては、特に母と庄屋惣右衛門に着目し、その人が何を考えそのように行動したのかを示そうとする。『木地谷敵討』の実録は、人々の内面の動きを追跡することによって、この事件とは一体何であったのかを把握しようとしているのである。

注

- (1) 脱稿後、菊池庸介氏より可部屋集成館本『木地谷敵討』の存在を教示された。この伝本との異同の調査は今後の課題とする。
- (2) 洪川勘右衛門の伝については、『仁多町誌』『仁多町誌編纂委員会、一九九六年』等による。根拠となる史料の調査は終えていない。

付記

本稿を成すにあたり小林准士氏よりご示教を得た。調査に際して島根県立図書館郷土資料室各位よりご高配を賜った。記して深謝申し上げる。

本稿は、山陰研究プロジェクト「山陰地域文学関係資料の公開に関するプロジェクト」(二〇一三～一五年度、代表・野本瑠美)の研究成果の一部である。

A study on *jitsuroku* “*Kijidani-katakiuchi*”

TANAKA Norio

(Shimane University, Faculty of Law and Literature)

[Abstract]

“*Kijidani-katakiuchi*” is a historical novel, *jitsuroku*. It delineates a vengeance, which occurred in Kijidani (Nita-gun, Izumo) in the Edo period. It has a feature as a modality of *jitsuroku* especially in the estimation of an incident and a character.

Keywords : *jitsuroku*, a historical novel, novels in Edo period